

防ごう犯罪と非行 助けよう立ち直り 7月は「青少年の非行問題に取り組む全国強調月間」です

少子高齢化、核家族化などによる家庭教育環境の変化や、情報化、消費社会化の進展など生活環境の変化は、青少年の意識や行動に大きな影響を与えています。こういった青少年を取り巻く社会環境が複雑多様化する中、いじめや不登校、喫煙、深夜はいかいなどの非行、さらには犯罪の低年齢化、集団化などといったことが、深刻な社会問題となっています。

そこで、特に青少年が非行に陥りやすい夏期・7月を「青少年の非行問題に取り組む全国強調月間」（内閣府主唱）と定め、家庭・地域・学校・行政などが緊密な連携のもと、青少年の非行防止と保護の徹底を図ります。

フィルタリングを利用しましょう

出会い系サイト、学校裏サイト、迷惑メール、アダルトサイトなど青少年にとって有害な情報がインターネット上ではんらんしています。有害な情報の閲覧を制限できる「フィルタリング」を利用しましょう。

各種相談事業を利用しましょう

青少年やその保護者・家庭が必要なときに相談し、非行の兆候を見逃さずに受け止め、適切に対応することができるよう、警察による少年相談、児童相談所の相談、福祉事務所による相談、教育研修センターの相談などを実施しています。

地域ぐるみの補導活動を強化しましょう

刑法犯少年の検挙人員は年々減少していますが、不良行為少年の補導人員は増加傾向にあります。埼玉県では7月の第4土曜日を初日とする1週間を「青少年を地域で見守り育てる強調週間」としています。非行防止パトロールを実施するなど地域ぐるみで薬物乱用の防止、飲酒・喫煙の防止、不良行為などの早期発見、補導などに努めましょう。

また、青少年に対する「日常のあいさつ」や「気遣いの声かけ」を実践しましょう。

青少年が夢を持てる明るい社会をつくりましょう

青少年の非行を防止するためには、家族のふれあい、家庭のしつけや地域の教育力が大切です。市民の皆さん一人一人が、常に青少年の育成に関心を持ち、身近なところから非行防止推進活動をすることで未然に青少年犯罪を防ぐなど、青少年が夢を持てる明るい社会が開かれていきます。

今後も引き続き、明るい社会実現のため、市民の皆さんの積極的な協力をお願いします。

相談案内

行田市福祉事務所 家庭児童相談室

家庭や学校での子どもにかかわる悩みごと、どんな事でも気軽に相談ください。

- ▶相談日 毎週月曜日～金曜日（祝日を除く）午前8時30分～正午および午後1時～4時
- ▶相談内容 性格や習慣、知能やことば、集団生活、不登校、非行、虐待、家族関係、家庭環境、心身障害
- ▶相談方法 来室・電話・訪問
- ▶問い合わせ 子育て支援課（内線268）

行田市立教育研修センター

日常生活や就学をはじめ教育上の相談をお受けします。

- ▶対象 幼児から小・中・高校生とその保護者や教育関係者
- ▶相談方法 電話・面接
- ▶相談日 毎週月曜日～金曜日（祝日を除く）午前8時30分～正午および午後1時～5時
- ▶問い合わせ 同センター下忍分室 ☎ 555 - 0788・0819

埼玉県児童相談所

0歳から18歳未満までの児童について、相談をお受けしています。

- ▶相談日 毎週月曜日～金曜日（祝日を除く）午前8時30分～午後6時15分
- ▶問い合わせ 熊谷児童相談所（熊谷市箱田5-12-1） ☎ 521 - 4152

埼玉県警察

お子さんの非行、家庭内暴力、いじめ、犯罪被害などでお困りの保護者やお子さんご自身からの相談をお受けしています。

- ▶相談日 毎週火曜日・金曜日（祝日を除く）午前9時～午後4時
- ▶問い合わせ 少年サポートセンター北分室熊谷相談室（熊谷市本石1-10 熊谷市立婦人児童館2階） ☎ 524 - 4016

▶問い合わせ ひとつくり支援課 ☎ 556 - 8319